

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 27 日

新潟地方裁判所民事部

裁判所書記官 嶋 倉 賢

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 12 月 1 日 午後 4 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 12 月 7 日 午前 10 時 00 分 場 所 新潟地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 21 日 午前 9 時 30 分 場 所 新潟地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 9 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 12 月 11 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8 年 10 月 27 日から当庁物件明細書等閲覧場に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 3 | 所 在 | 新潟市秋葉区秋葉三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 7 番 2 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 1. 7 7 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 新潟市秋葉区秋葉三丁目 1 4 7 番地 2 9 |
| | 家屋 番号 | 1 4 7 番 2 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 8. 9 5 平方メートル
2 階 1 8. 7 4 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 28 日

新潟地方裁判所民事部

裁判所書記官 嶋 倉 賢

1 不動産の表示

【物件番号 3, 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 3, 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 3 | 所 在 | 新潟市秋葉区秋葉三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 7 番 2 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 1. 7 7 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 新潟市秋葉区秋葉三丁目 1 4 7 番地 2 9 |
| | 家屋 番号 | 1 4 7 番 2 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 8. 9 5 平方メートル
2 階 1 8. 7 4 平方メートル |





令和8年(ケ)第22号
令和8年6月23日受理
令和8年7月28日提出

現況調査報告書

(物件3, 4)

新潟地方裁判所

執行官 戸川 正 明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 3 所 在 新潟市秋葉区秋葉三丁目
地 番 147 番 29
地 目 宅地
地 積 211.77 平方メートル
- 4 所 在 新潟市秋葉区秋葉三丁目 147 番地 29
家屋 番号 147 番 29
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 58.95 平方メートル
2 階 18.74 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	新潟市秋葉区秋葉三丁目15番29号 付近		
土地	物件3		
現況地目	☒ 宅地（物件3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	雑草や雑木に深く覆われており、公道を除き隣地境界は確認できなかった。		
建物	物件4		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	室内は蜘蛛の巣に覆われているなど相当長期間使用されていない様子が窺えた。また、1階北側和室は天井や床が雨漏りにより破損しているなどかなりの劣化が見られた。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

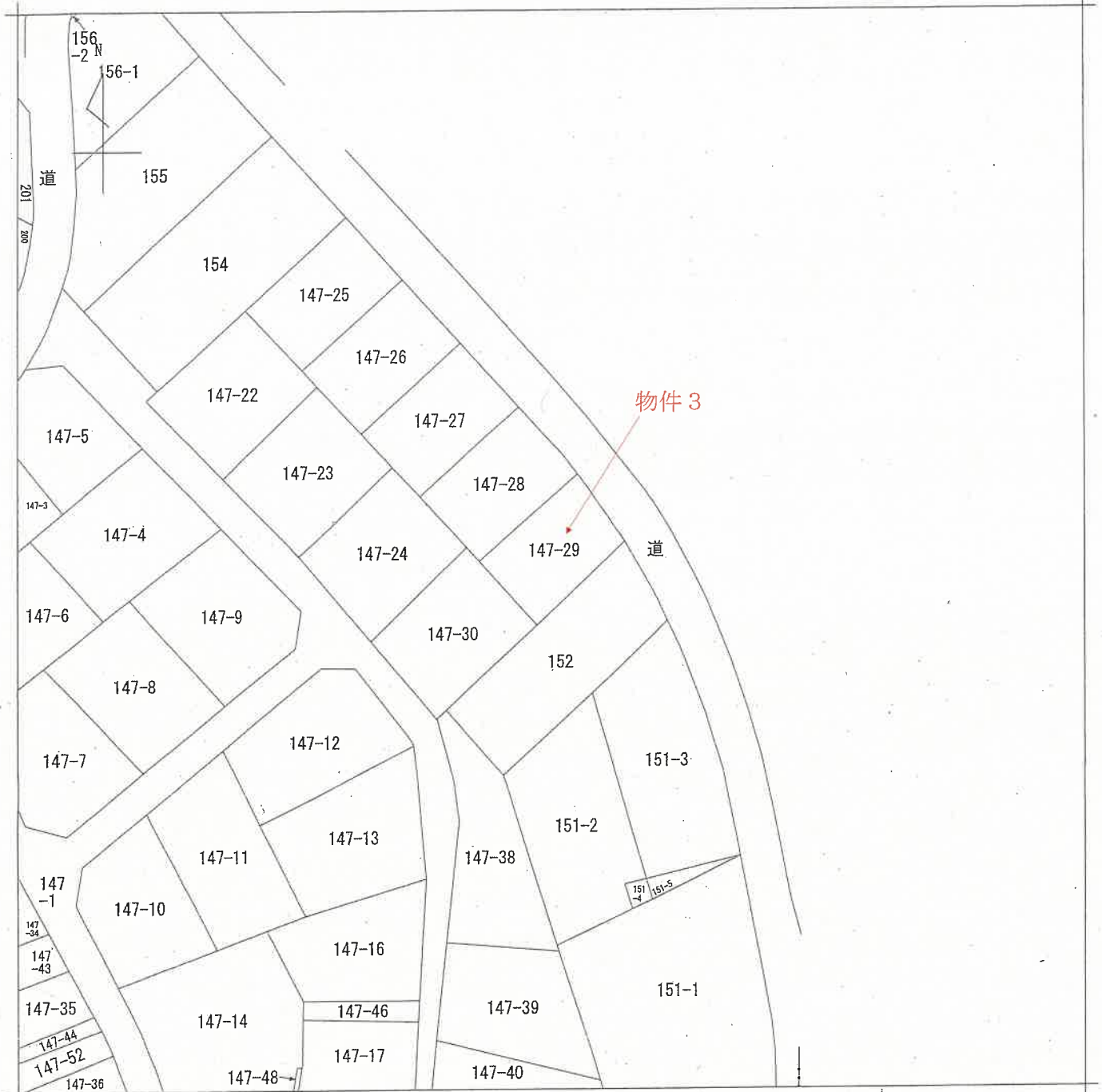
(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月25日 (木) 11:50-12:35	新潟地方法務局新津支局	公図・要約書等請求
8年6月25日 (木) 13:35-13:50	物件3, 4所在地	外観調査、写真撮影
8年6月25日 (木) 14:00-14:15	物件1, 2所在地	外観調査、写真撮影
8年6月30日 (火) 11:50-12:30	市税事務所資産税第1分室 (新潟市役所横越出張所内)	固定資産税課税台帳写し・家屋見取図請求
8年6月30日 (火) 12:55-13:05	物件3, 4所在地	外観調査、写真撮影
8年6月30日 (火) 14:15-14:25	物件1, 2所在地	外観調査、写真撮影
8年7月17日 (金) 9:25-9:55	物件3, 4所在地	立入調査、写真撮影
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 令和8年7月17日 目的物件2, 4は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年7月17日 (金) 10:10-11:10	物件1, 2所在地	立入調査、写真撮影
8年7月17日 (金) 11:15-11:20	新潟地方法務局新津支局	要約書追加請求
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
秋葉
3丁目

請求分	所在	新潟市秋葉区秋葉三丁目				地番	147番29			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和32年6月29日				備付年月日(原図)		補記事項			

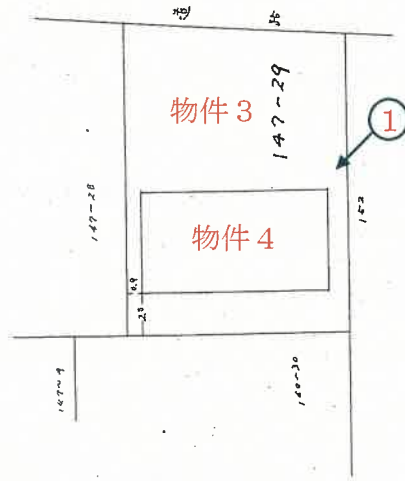
登記年月日：昭和49年1月11日

10

建物図面

家屋番号	147-29
建物の所在	秋葉区 新津市秋葉三丁目 新津市秋葉区

平成19年4月1日区制施行により、
[新津市秋葉区]に変更



←○印は写真撮影位置，方向

昭和四十九年五月拾一日	製作年月日
製作者	

申請人	
-----	--

(昭和)平成49年 / 月 / 日 登記

(日本土地家屋調査士会連合会 用紙)

縮尺	1/300
----	-------

001255

(日 測 連 13)

登記年月日：昭和49年1月11日

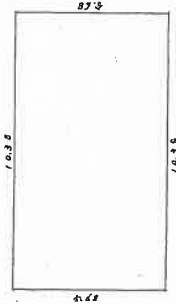
11.

家屋番号	147-29
建物の所在	新潟市秋葉区三丁目147番地29

新潟市秋葉区三丁目
平成19年4月1日区制施行により、
[新潟市秋葉区]に変更

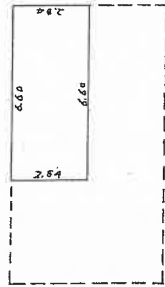
1階

2階



床面積

$10.35 \times 7.435 = 76.9584$



床面積

$2.54 \times 6.60 = 16.7640$

(日調連14)

縮尺	1/200
----	-------

(日本土地調査士会連合会 用紙)

(昭和)平成49年1月11日登記

昭和49年1月11日	作製年月日
作製者	
申請人	

新潟地方法務局新津支局備付図面

A3をA4に縮小

001256

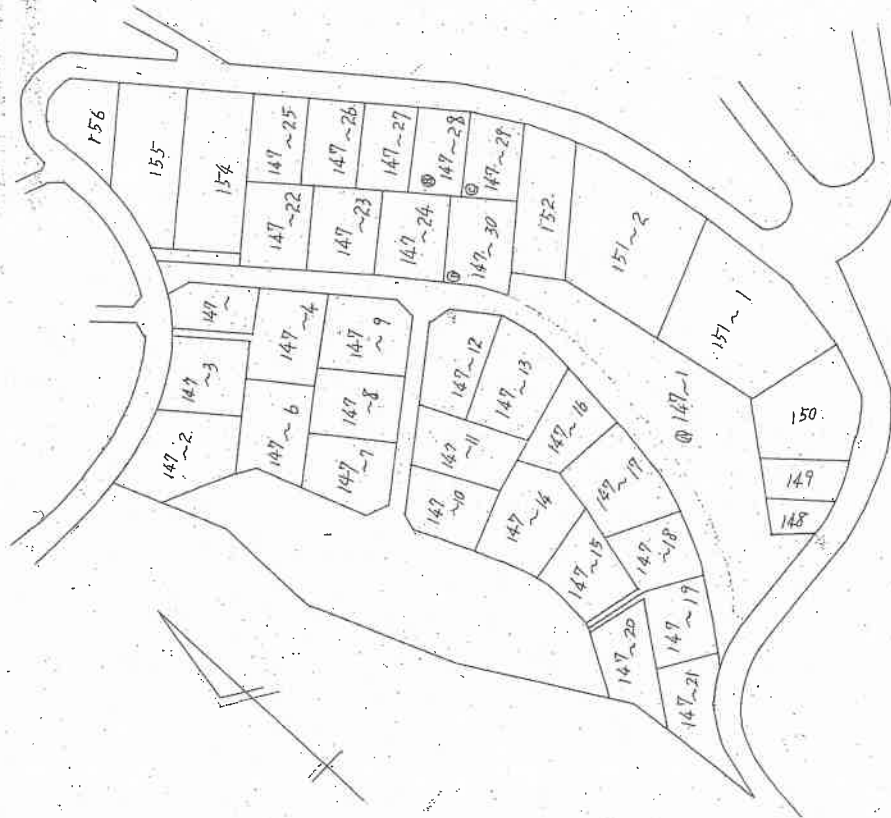
25

土地所在図

地番	147-1 147-28	147-29	147-30
土地の所在	新潟市秋葉区新津三丁目		

新潟市新津三丁目

平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市秋葉区」に変更



(日調連II)

昭和44年7月25日
作製年月日

作製者

[Redacted]

申請人

[Redacted]

(日本土地家屋調査士会連合会 用紙)

000039

縮尺 1/1200

登記年月日：昭和44年7月25日

26

地積測量図

地番	147-1 147-28 147-29
土地の所在	新潟市秋葉区新津二丁目

新潟市秋葉区新津二丁目
平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市秋葉区」に変更

水

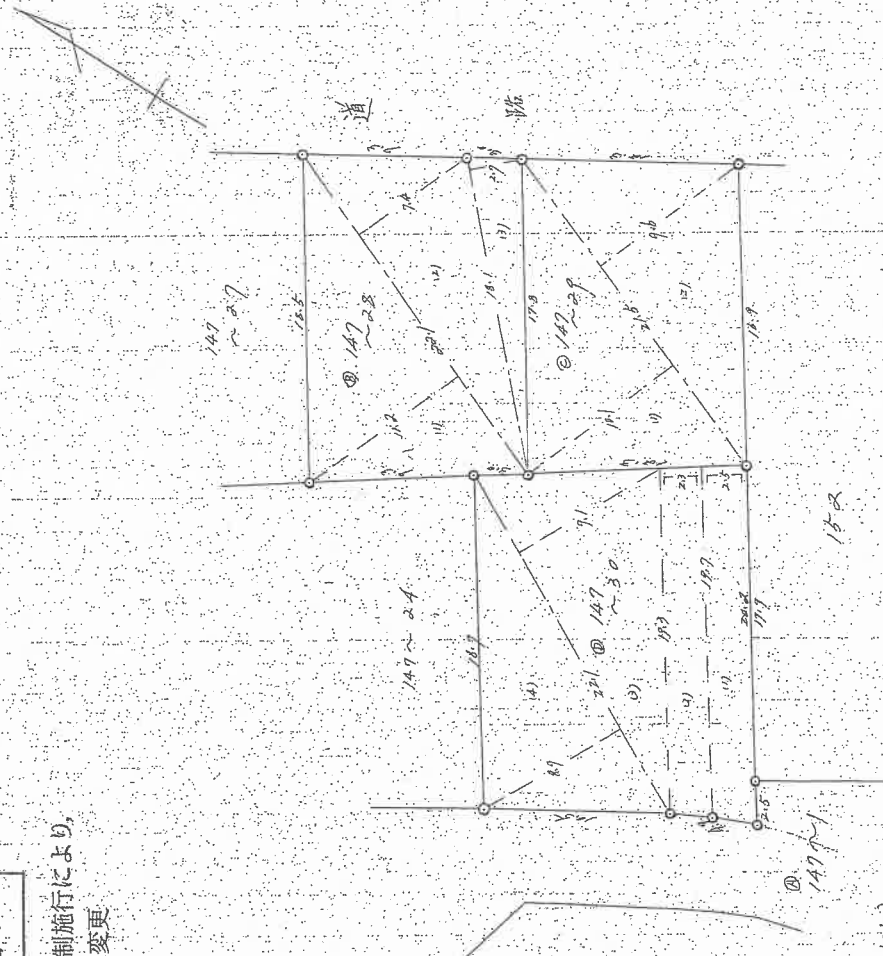
$$\begin{aligned} & \textcircled{1} 147-28 \\ & \textcircled{1} 22.1 \times 10.2 = 225.420 \\ & \textcircled{2} 22.1 \times 7.4 = 163.540 \\ & \textcircled{3} 18.1 \times 2.9 = 52.490 \\ & \textcircled{4} 4.1 \times 5.0 = 20.500 \\ & \textcircled{5} 22.0 \times 7.05 = 155.100 \\ & \textcircled{6} 22.0 \times 2.0 = 44.000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \textcircled{7} 147-29 \\ & \textcircled{1} 21.5 \times 10.1 = 217.150 \\ & \textcircled{2} 21.5 \times 8.6 = 184.900 \\ & \textcircled{3} 21.5 \times 5.50 = 118.250 \\ & \textcircled{4} 21.1 \times 7.75 = 163.525 \\ & \textcircled{5} 21.1 \times 2.1 = 44.310 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \textcircled{6} 147-30 \\ & \textcircled{1} (24.2 + 19.7) \times 2.5 = 98.750 \\ & \textcircled{2} (18.7 + 19.3) \times 2.3 = 89.700 \\ & \textcircled{3} 22.1 \times 9.1 = 201.110 \\ & \textcircled{4} 22.1 \times 8.9 = 196.690 \\ & \textcircled{5} 58.7 \times 2.50 = 146.750 \\ & \textcircled{6} 29.3 \times 2.5 = 73.250 \\ & \textcircled{7} 2.93 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \textcircled{8} 147-1 \\ & 5072.8204 - (225.420 + 163.540 + 52.490 + 20.500 + 155.100 + 44.000 + 217.150 + 184.900 + 118.250 + 163.525 + 44.310 + 98.750 + 89.700 + 201.110 + 196.690 + 146.750 + 73.250) \\ & = 4546.6954 \\ & = 4546.69 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

作製年 昭和44年	月 7月	日 25日	作製者 [Redacted]	申請人 [Redacted]
--------------	---------	----------	-------------------	-------------------

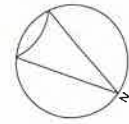


(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/500
----	-------

000040

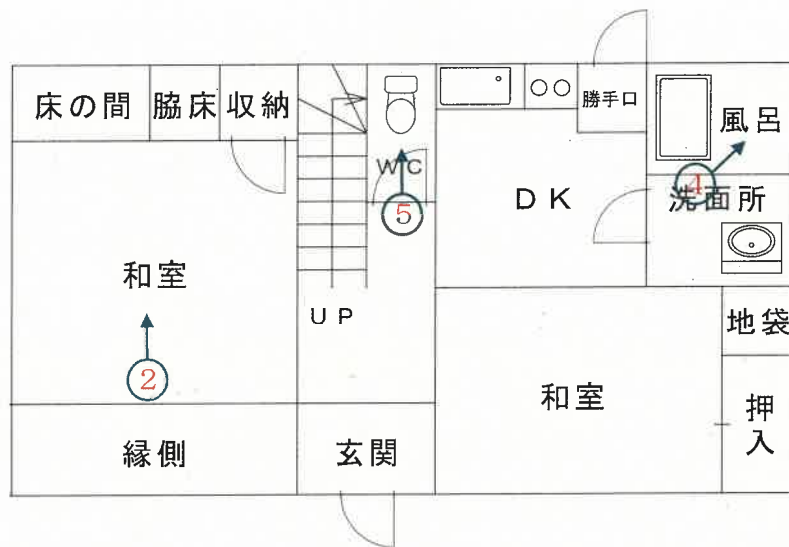
物件 4 間取り図（概略）



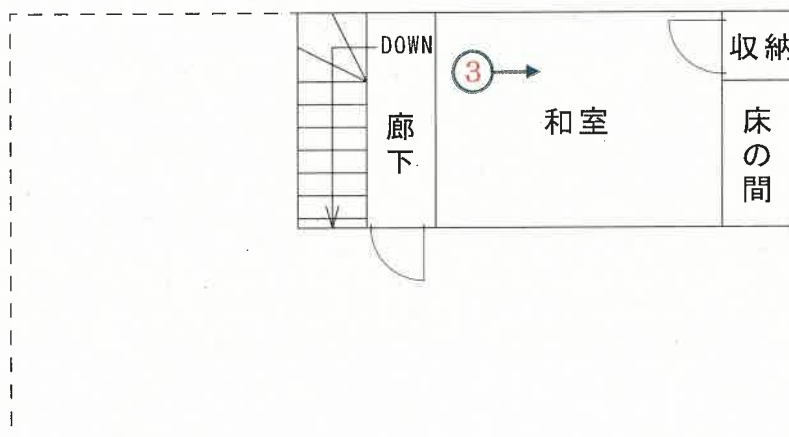
←○印は写真撮影位置，方向

S = 1 : 100

1 階



2 階



写真

1



写真

2



写真

3



写真

4



写真

5



令和8年（ケ）第 2 2 号

令和8年 7月17日 現地調査

令和8年 7月24日 評 価

新潟地方裁判所民事部 御中

評 価 書

（ 物件3及び同4）

評価人 不動産鑑定士

中 村 真 規

第1 評価額

一 括 価 格	
金400, 000円	
内 訳 価 格	
物件3（土地）	金120, 000 円
物件4（建物）	金280, 000 円

- 1 一括価格は、物件3及び同4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3の土地価格は、物件4の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件4の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
3	所 在 地 番 地 目 地 積	新潟市秋葉区秋葉三丁目 147番29 宅地 211.77㎡	
4	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	新潟市秋葉区秋葉三丁目147番地29 147番29 居宅 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 58.95㎡ 2階 18.74㎡	

第4 目的物件の位置 ・ 環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等(物件3)

位 置 ・ 交 通	JR磐越西線「東新津駅」の南西方、道路距離にして約450m、バス停「滝谷」の南西方約450mに位置する。	
付 近 の 状 況	秋葉区中心市街地の南東方、丘陵地に古くに開発された分譲地で、一般住宅が散見されるほか、分譲地の多くは建物が建てられないまま雑草、雑木に覆われ原野化している。秋葉区内ではJR線路脇や江南区との行政界付近において程度の良い分譲地が多く供給されていることから、郊外の古くの方譲地にこれから新築住宅が建ち並ぶ可能性は低く、今後も同傾向で推移していくものと予想される。	
主な公法上の規制等（道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50% 100% 指定なし なし
画 地 条 件	物件3の土地は、北東側で道路より約2m高く接面する、間口約12.5m、奥行約17mの略長方形の傾斜地である。	
接面道路の状況	北側幅員約5.5～5.7m舗装市道（本町滝谷線） ※建築基準法第42条第1項第1号道路に該当する。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	物件3の土地は、物件4の建物の敷地として利用されている。 なお、隣地との境界については、敷地全体が雑草や雑木に深く覆われていることから、公道部分を除き不明確である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり(引込済) ガ ス 配 管 あり(引込可能) 下 水 道 あり(引込済)	
特 記 事 項	接面道路について 台帳上の認定幅員は6.1mである。	

2 建物の概況及び利用状況(物件4)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和48年9月20日新築 経 過 年 数：43年 経済的残存耐用年数：満了
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板 外 壁：サイディング 内 壁：京壁 天 井：化粧合板 床：畳、フローリング 設 備：電気、水道、水洗便所 そ の 他：
床面積(現況)	現況床面積はほぼ登記数量のとおりで、1階58.95㎡、2階18.74㎡、延べ床面積77.69㎡である。
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：3DK
品 等	今日的な居宅に比べ、劣る。
保守管理の状態	新築後既に約43年経過しており、1階北側の和室の天井が雨漏りで破損し、床が腐っている等、老朽化が著しい。
建物の利用状況	所有者が居宅(空き家)として占有している。
特記事項	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件3（土地）

物件3の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求める。

物件 番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	10,600	0.65	211.77	0.50	730,000

ア 標準画地価格(地価公示標準地の価格等からの規準)

近隣及び周辺取引事例等と比較し、地価公示標準地の価格等から規(比)準し、地価水準及びその動向を勘案して上記のとおり査定した。

地価公示 新潟秋葉一9を規(比)準した価格

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 規準した標準価格
 $21,300\text{円}/\text{m}^2 \times 99.7/100 \times 100/100 \times 100/200 = 10,600\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正 : 地価公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 地価公示標準地は標準的画地で補正の必要なし。

◇地域格差 : 環境条件 +100%

イ 個別格差 : 高低差のある傾斜地 -35%

エ 建付減価 : 地上に建物があることによる減価を50%と判定した。

② 物件4（建物）

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向等を考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
4	166,000	77.96	0.03	390,000

物件4の建物は、経済的耐用年数を満了しており、老朽化も著しいことから、現在価値率を3%と判断した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権等価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権価格等割合 イ		敷地利用権価格 ア×イ
3	730,000	0.55	法定地上権	400,000

イ 敷地利用権価格割合：物件3の土地全体に法定地上権が及ぶものと判断した。

② 内訳価格および一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
3	730,000	-400,000	—	0.50	0.70	120,000
4	390,000	+400,000	—	0.50	0.70	280,000
一括価格(合計)						400,000

ウ 占有減価修正 : なし

エ 市場性修正 : 郊外における中古住宅の市場性を考慮した。

オ 競売市場修正 : 前記「第2 評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示標準地の価格（新潟秋葉－9）

所 在 : 新潟市秋葉区滝谷町19番2「滝谷町12-24」

価 格 : 21,300円/㎡

位 置 : JR磐越西線「東新津駅」まで道路距離約250mに位置する

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 330㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 南西6m市道

用 途 指 定 等 : 第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%、容積率100%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に空地等が見られる高台の住宅地域

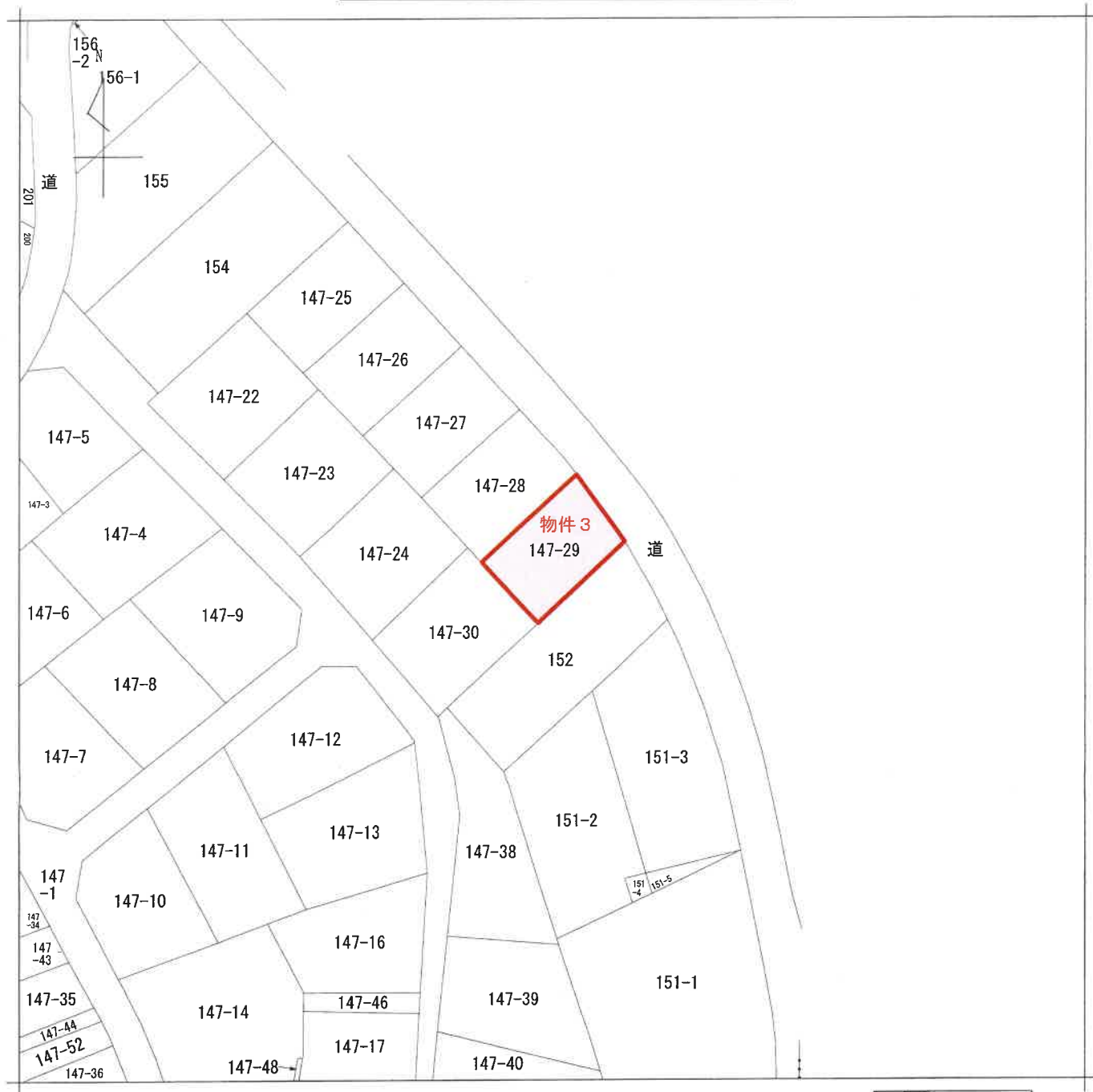
第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 土地所在図・地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 間取り図

以 上



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。



地番
区域見出
秋葉
3丁目

請 求 部 分	所 在 新潟市秋葉区秋葉三丁目					地 番	147番29			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和32年6月29日				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

25

所在地図

地番	147-1 147-28	147-29	147-30
土地の所在	新潟市秋葉区 秋葉三丁目		

新潟市秋葉三丁目

平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市秋葉区」に変更



物件3

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

昭和四十四年七月二十五日

作製年月日

昭和44年7月25日

作製者

申請人

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

000039

縮尺 1/1200

(日調連11)

26

地積測量図

地番	147-1 147-28 / 147-29	147-30
土地の所在	新潟市秋葉区	秋葉三丁目

新潟市秋葉三丁目

平成19年4月1日区制施行により、
[新潟市秋葉区]に変更

求積

$$\begin{aligned} & \textcircled{A} 147 \sim 28 \\ & (1) 22.1 \times 10.2 = 225.420 \\ & (2) 22.1 \times 7.4 = 163.540 \\ & (3) 18.1 \times 2.9 = 52.490 \\ & \hline & 441.450 \\ & \frac{1}{2} \quad 220.725 \\ & \hline & 220.725 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

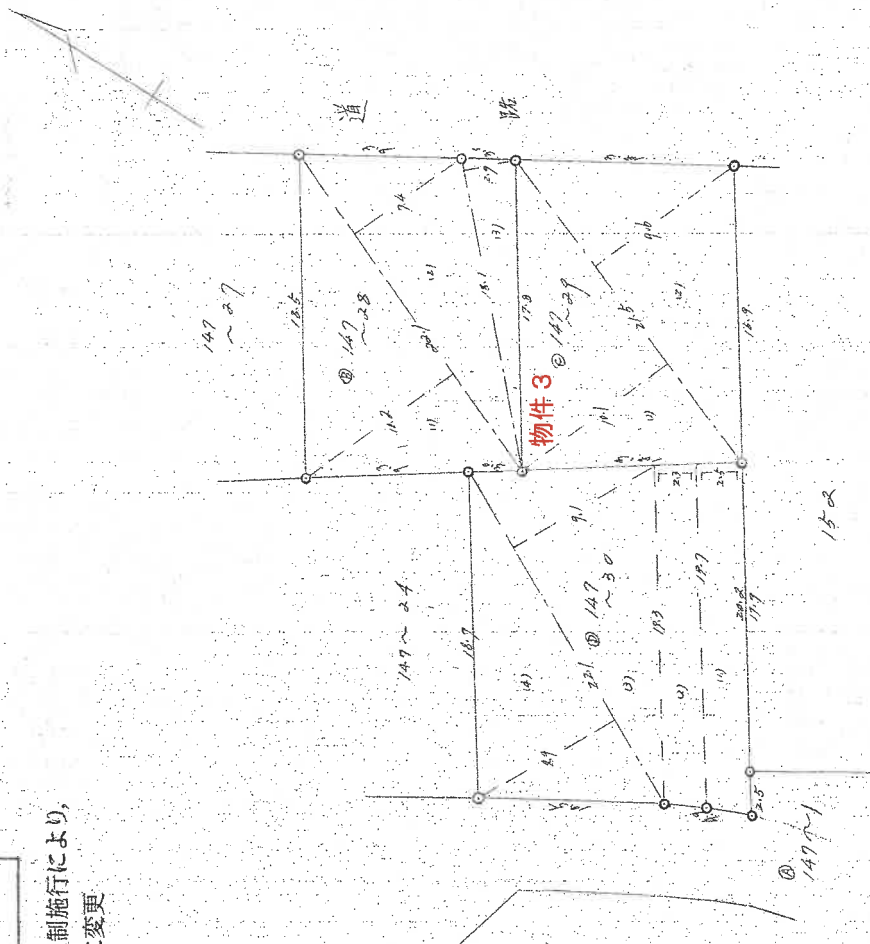
物件3

$$\begin{aligned} & \textcircled{B} 147 \sim 29 \\ & (1) 21.8 \times 10.1 = 219.180 \\ & (2) 21.8 \times 9.6 = 208.480 \\ & \hline & 427.660 \\ & \frac{1}{2} \quad 213.830 \\ & \hline & 213.830 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \textcircled{C} 147 \sim 30 \\ & (1) (22.2 + 19.9) \times 2.6 = 98.750 \\ & (2) (19.9 + 18.3) \times 2.3 = 88.700 \\ & (3) 22.1 \times 9.1 = 201.110 \\ & (4) 22.1 \times 8.9 = 196.690 \\ & \hline & 585.250 \\ & \frac{1}{2} \quad 292.625 \\ & \hline & 292.625 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \textcircled{D} 147 \sim 1 \\ & 5292.8204 - (220.7250 + 213.8300 + 292.6250) \\ & \hline & 4546.6354 \\ & \hline & 4546.6354 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

昭和44年7月25日	製作年 月 日	製作者
		申請人



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

昭和四十四年七月二十五日

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/300

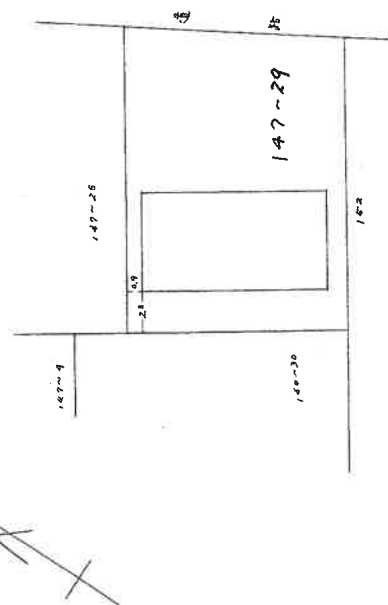
000040

面 方 物 建

建造物の所在
秋葉区
新井町下林葉三丁目147番地29

林業三丁目147番地29

平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市秋葉区」に変更



(日 歷 13)

昭和・平成49年 / 月 / 日登記

日本土地家屋調査会連合会(紙用)

縮 尺

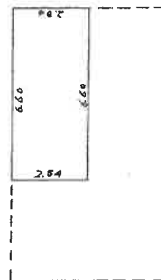
001255

各階平面圖

秋葉区
新津市秋葉、三丁目、4番地29
新津市秋葉三丁目
平成19年4月1日区制施行により、
「新湊市秋葉区」に変更

平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市秋葉区」に変更

2 墮



床面積

10.35 x 5.68 = 58.9684

床面積

$$6.60 \times 10^4 = 2.84 \times 10^5 = 18.7440 \checkmark$$

(日 期 重 14)

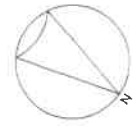
昭和 平成 9 年 1 月 11 日登記

縮尺	$\frac{1}{200}$
----	-----------------

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

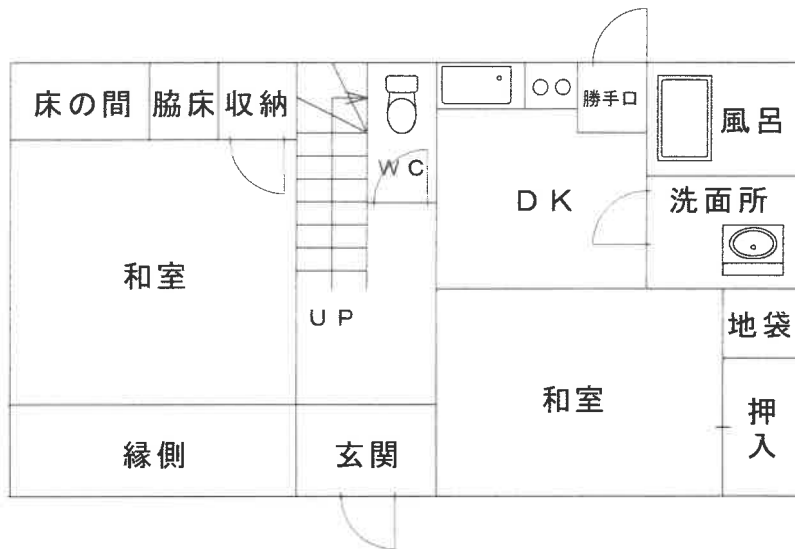
001256

物件 4 間取り図（概略）

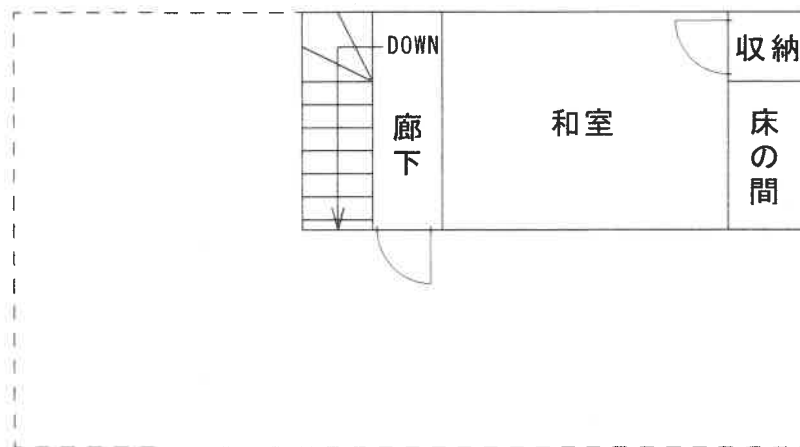


S = 1 : 100

1 階



2 階



（評価人作成）